

府中療育センター短期入所の御案内

短期入所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスです。

府中療育センターでは、医療型障害児入所施設、療養介護事業所として指定された施設の一部を活用して短期入所を行っています。

なお、短期入所の御利用にあたっては、障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」と表します。）が必要になります。

<利用対象者>

重症心身障害児者（重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している方）
（医療型障害児入所支援施設）18歳未満 受給者証に＜短期入所重心児＞又は
＜医療型＞の記載のある方
（療養介護） 18歳以上 受給者証に＜療養介護＞の記載のある方

<お申込みから決定までの流れ>

1 お申込み

利用を希望する2か月前の1日から15日までの間（ただし、15日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合はその前の平日まで）に、電話、ファクシミリ又は直接御来所いただき、医療福祉相談室（1階）にお申込みください。

（1）お伝えいただくこと

- ア 利用される方のお名前
- イ 利用を希望する期間
- ウ 利用の目的
- エ その他（利用に際して御心配なことなどをお申し出ください。）

※ 府中療育センターの短期入所を利用されたことのない方は、事前に外来受診をしていただき、短期入所を利用いただけるかどうかを判断させていただきます。まずは医療福祉相談室に御相談ください。

※ 前回利用されてから一年以上期間が空いた方、身体状況が変わって新たな医療処置が必要になった方（呼吸器使用、気管切開、胃ろう造設など）、前回利用より後に入院された方については、事前に主治医に診療情報提供書を作成頂き、医療福祉相談室に郵送をお願いします。二年以上空いた方については、ご本人に適した病棟の再確認のため、15日の申し込み締め切りまでの送付をお願いします。

2 御利用希望へのお返事

お申込みいただいたのち利用希望調整を行い、利用期間を月末に決定します。まずは電話にてお知らせいたします。

短期入所は希望者が多く、御希望に添えない場合がありますことを御了承ください。

3 短期入所承認決定書の送付

短期入所承認決定書は短期入所申込書と共に利用前月の中旬以降に郵送いたしますので、日程をご確認ください。

申込書の書き方については、別紙書き方見本をご参照ください。

4 入所前の事前確認

入所の概ね1週間前に、病棟担当のソーシャルワーカーが御本人の体調や希望事項を確認させていただきますので、御協力をお願いします。（ご質問等もお受けいたします。）

なお、体調に変化があった場合には、入所を御遠慮いただくことがありますことを御了承ください。

<入所当日から退所まで>

1 入所当日

（1）午前9時45分までにお越しください。

施設への入館や駐車場の御利用に関しては別紙を御覧ください。

（2）正面玄関から入りますと、すぐ右手に警備室があります。

警備室窓口で、本人と御家族の検温及び来院者用健康確認票（本人・家族）を記入してください。

（3）総合窓口で、短期入所で来所した旨をお伝えいただき、以下のものを提示してください。

ア 短期入所承認決定書（確認後お返しします。）

イ 障害福祉サービス受給者証（入所期間中お預かりします。）

ウ 健康保険証、医療費公費負担受給者証等（確認後お返しします。）

（4）医療福祉相談室で短期入所契約書を取り交わしします。

重要事項説明書を御説明し、短期入所契約書及び短期入所契約書（別紙）を取り交わしますので印鑑を御持参ください。

事前にお送りしている短期入所申込書と、当日の来院者用健康確認票をお預かりいたします。

（5）病棟での確認事項

病棟に到着しましたら、医師、看護師、薬剤師が必要事項に関して確認します。御持参された物品についても確認しますので御協力をお願いします。

2 入所中のお願いごと

- (1) 持参されるもの全てに記名をお願いします。
- (2) 原則、飲食物の持ち込みはできません。ご事情のある場合は事前にご相談ください。
- (3) 短期入所中に御連絡する場合がありますので、確実に御連絡がとれる連絡先をお知らせください。
- (4) 外出には病棟医師の許可が必要になります。医師や看護師に御相談ください。
- (5) 面会時間について重要事項説明書に記載しておりますが、感染症対策等により制限する場合があります。その都度お知らせします。
- (6) 入所中に理髪日がある場合は、実費で御利用いただけます。御希望の方は、事前に医療福祉相談室にお申し出いただき、ご利用いただく場合は入所当日病棟にてお申し込みください。
- (7) 洗濯物は、御家族にお持ち帰りをお願いしております。御家族の方が入院されているなど来所できない場合は医療福祉相談室にお申し出ください。
- (8) 利用期間中に何かお気づきになったことは、病棟の職員、医療福祉相談室ソーシャルワーカーにお伝えください。

3 退所にあたってのお願いごと

- (1) 退所日は午前9時30分に病棟までお越しいただき、10時には入所の方がいらっしゃいますのでその前までの退所に御協力をお願いします。
- (2) 病棟お迎え後、総合受付で短期入所を退所する旨をお伝えいただき、利用料金をお支払い願います。(9時にご来所いただければ病棟お迎え前にお会計を済ませることもできます。)

※総合受付にてお会計の際、外来患者様も含め順番に手続きさせて頂いており、お待たせしてしまうこともあることをご了承ください。

- (3) 御利用に関するアンケートを実施しております。是非御協力をお願いします。

4 その他

入所時において、体調不良（発熱を含む。以下同じ）が認められた場合は、短期入所が御利用いただけないことがあります。また、入所中に体調不良となった場合、短期入所を中断させていただくことや、かかりつけ医等の医療機関への受診をご家族に対応して頂くことがありますので、予め御了承ください。

御不明な点は、医療福祉相談室に御相談ください。

電話 042-323-5115

FAX 042-323-3357